

2 いじめ防止基本方針

1 はじめに

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定めることとなった。これを受け、教職員、児童、保護者、関係諸機関から幅広く意見を聴取して本校の基本的な方針を策定した。これが「滝郷小学校 いじめ防止対策基本方針」である。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織は、学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されることになった。このため、「滝郷小いじめ対策部」を立ち上げ、必要に応じて関係諸機関と連携していくこととした。

2 いじめに対する基本理念について

＜いじめの定義＞

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校づくりをする。
- いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。
- いじめが見つかった場合に隠蔽や虚偽の説明は許されないものとし、法律を遵守して誠実に問題に対応する。
- いじめは絶対に許されない行為であり、いじめをはやし立てたり、傍観することもいじめと同様に許されない行為である。
- いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- いじめる側の子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- 背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめを意図して行った行為ではなく、また継続して行われた行為ではなくても、児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知する。

3 未然防止のための取組について

（1）学校におけるいじめの防止の具体的な方法

- すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるとの前提に立ち、未然防止の取組を行う。
- 「わかる授業」づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての児童が安心・安全に学校生活を送れ、規律正しい態度や行事に主体的に参加・活躍でき、暴力や体罰、暴言のない学校づくりを全校で推進する。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動は児童を傷つけ、他の児童のいじめを助長することもあるとの自覚を持つ。
- 障害を持つ児童への理解を深め、認識や行動を絶えず見直していく。

- いじめを防止するための啓発活動を児童や保護者に積極的に行う。
- 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- 保護者にいじめを受けている兆候が見られた際には、速やかに学校に相談するよう促す。
- 命の大切さをテーマにした道徳や総合的な学習の時間の授業を実施する。
 - ・道徳教育の授業、「いのちを大切にする授業」、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」、情報教育の中での「インターネットでのいじめの防止」について教育課程に位置づける。
 - ・道徳の授業では、「考え、議論する」ことを意識して、道徳映像教材を活用した取組を推進する。
 - ・児童会活動や「いのちを大切にする授業」でいじめに対する児童の自発的な取組を行うように働きかける。
 - ・「SOSの出し方教育」、「いのちの安全教育」を実践する。

4 いじめの早期発見について

児童のささいな変化に気づき、気づいた情報を教職員間で確実に共有し、迅速に対応する。

(1) 具体的な対応

- ・打ち合わせや「子どもを語る会」で気になった児童に関わることを職員間で共有化する。
 - ・年5回以上のアンケートの実施や相談窓口の設置と周知。
 - ・教育相談月間、スクールカウンセラーによる全校児童面談での聞き取り。
 - ・休み時間や当番活動を行っている児童の人間関係の観察。
 - ・保護者といじめ防止のための機会を確保する。
- (学級懇談会、個人面談、アンケート調査、電話連絡等)

5 学校のいじめ対策組織について

(1) 名称と構成

○名称・・・滝郷小いじめ対策部

○構成・・・校長、□教頭、教務、◎生徒指導主任、低・高学年代表、□特別支援代表
道徳教育推進教師、□養護教諭（スクールカウンセラーを含む）

＜◎は主任 □は相談窓口を担当＞

※協議や対応する内容に応じて職員を増やしたり、関係諸機関と連携したりしていく。

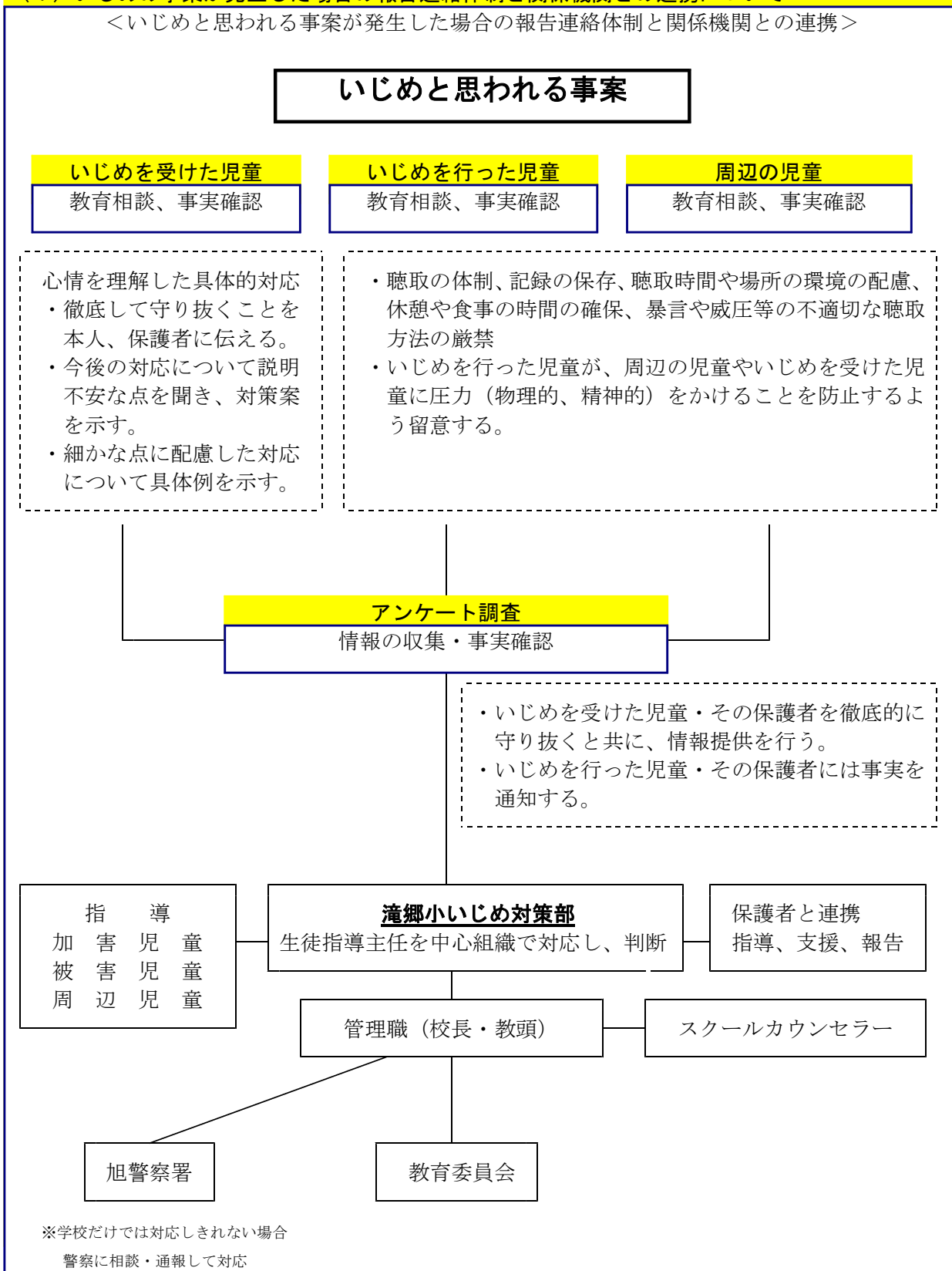
(2) 役割

- 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- 「学校基本方針」を共通理解し、教職員の意識啓発に努める。
- 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。
- 個別面談や教育相談の受け入れ、および集約を行う。
- いじめの発生や疑われる行為を発見した場合に早急に対応する。
- 発達障害を含む障害のある児童やLGBTQ+への適切な対応を行うこと。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめの事案が発生した場合の報告連絡体制と関係機関との連携について

＜いじめと思われる事案が発生した場合の報告連絡体制と関係機関との連携＞



(2) 報告連絡体制と対応

○いじめ対策部に対して、報告があがり、いじめあるいは疑わしい事例が発生した場合、滝郷小いじめ対策部が対応について協議する。

- いじめと認定した場合は、被害児童のケア、加害児童への指導、問題の解消まで部が責任を持って対応する。必要があればスクールカウンセラーからの助言を得る。
- いじめ問題への対応が難しく、加害児童の指導が困難、いじめが犯罪と認知される場合には旭市教育委員会と連絡をとり、旭警察署へ相談する。

(3) いじめへの対応

- 滝郷小いじめ対策部で対応する職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- 該当児童や周囲の児童などから速やかに事実確認をする。
- いじめを受けた児童に対して
 - ・徹底して守り抜くことを本人と保護者に伝える。
 - ・今後の対応について説明し、本人の気持ちに寄り添い対応策を具体的に伝える。
 - ・精神的なダメージがある場合には、スクールカウンセラーによるカウンセリングなど、回復する手段を講じる。
- いじめを行った児童に対して
 - ・いじめを行った理由や背景について聴取し、不適切な行動や言動を指導する。
 - ・いじめを行った児童に謝罪させ、今後の行動や言動について考えさせる。
 - ・いじめを受けた児童や情報を提供した児童へ圧力を加えないよう指導する。
 - ・いじめをやめた後の児童の行動を見守り、教師と指導、児童同士の人間関係を大切にし、よりよい成長ができるよう支援する。
- いじめを受けた児童及び保護者に対して
 - ・調査の結果や指導の経緯、今後の対応について説明する。
 - ・安心して学校生活が送れるための支援方法について話し合う。
 - ・精神面や生活環境等に問題がある場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー
- 全体指導として「いじめは絶対に許されない」ことと、「いじめのない環境づくり」について再確認と指導をする。また、もし、いじめに関わる行為を見かけたり、聞いたりした場合は、勇気をもって先生に話すことを再確認と指導をする。

*解消の定義

- ・いじめに係わる行為が止んでいる状態が継続（3か月）していること。
- ・被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（保護者にも確認をする。）

7 重大事態への対応

＜ いじめの重大事態とは＞

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）

なお、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとしたものとして報告・調査等にあたる。

- 重大事態発生した場合は、速やかに旭市教育委員会へ報告する。
- 旭市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。
- 上記組織を中心として、重大事態の事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に取る。
- 調査目的や調査のすすめかたについて、保護者と共通理解を図りながら進める。
- 調査結果を旭市教育委員会へ報告するとともに、対象児童、保護者へ説明する。

8 いじめについての公表、点検、評価について

- 滝郷小の学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- いじめ防止等の取組について学校評価を用いて検証し、その結果を公表する。
- 点検、評価の結果を受け、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。